

伊豆市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例をここに公布する。

平成30年7月3日

伊豆市長 菊地 豊

伊豆市条例第26号

伊豆市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、市民共通の財産である魅力ある景観、天城山系や狩野川をはじめとする豊かな自然環境及び安全・安心な生活環境の保全と再生可能エネルギーの利用との調和を図るために必要な事項を定めることにより、市民の安全・安心及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生可能エネルギー源 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号。以下「法」という。)第2条第4項に掲げるエネルギー源のうち太陽光、風力、地熱及びバイオマスをいう。
- (2) 再生可能エネルギー発電設備 再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその附属施設(送電に係る電柱、電線その他これらに附属するものを除く。)をいう。
- (3) 事業 市内において再生可能エネルギー発電設備の設置及び発電を行うことをいう。
- (4) 事業者 事業を行う者をいう。
- (5) 事業区域 事業を行う一団の土地(継続的又は一体的に事業を行う土地を含む。)をいう。
- (6) 地元自治会等 その区域に事業区域の全部又は一部を含む地元自治会その他事業により影響を受けることが懸念されるものをいう。
- (7) 土地所有者 事業区域の全部又は一部について所有権その他の使用権原を有する者であって、事業者に対し再生可能エネルギー発電設備を設置する権限を与えたもの又はその継承人をいう。
- (8) 近隣関係者 事業区域の全部又は一部に隣接する土地又は建築物を所有し、又は使用するものをいう。

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、この条例の適正かつ円滑な運用を図るよう必要な措置を講ずるものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、関係法令及びこの条例を遵守し、市の景観、自然環境及び生活環境に十分配慮するとともに、地元自治会等、土地所有者及び近隣関係者(以下、この条において「利害関係者」という。)に対して事業に係る計画の内容、維持管理の方法等について十分説明し、利害関係者と良好な関係を保持するよう努めなければならない。

2 事業者は、事業を継続している間又は終了する場合において発生した不要な設備について、関係法令に基づき適正に処理又は再利用を行うとともに、土地所有者と連携して事業終了後における事業区域の有効利用に努めなければならない。

3 事業者は、利害関係者から事業に関する苦情等があった場合は、利害関係者の理解が得られるよう、できる限りの対応をするよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、第1条の目的を達成するために、事業の内容を十分理解したうえで、市の施策及びこの条例に定める手続の実施に協力するよう努めなければならない。

(適用事業)

第6条 この条例の規定は、発電出力が10キロワット以上の事業で、事業区域の面積が1,000平方メートル以上のものに適用する。ただし、事業区域の全部又は一部が道路景観軸(国道136号、国道414号、伊豆縦貫自動車道、伊豆スカイライン、主要地方道修善寺戸田線、主要地方道伊東西伊豆線、

主要地方道伊東修善寺線、主要地方道沼津土肥線、主要地方道熱海大仁線、一般県道船原西浦高原線、一般県道西天城高原線、一般県道遠笠山富戸線及び一般県道中大見八幡野線で伊豆市内の区間をいう。)の道路中心線から両側1キロメートル以内にあるものについては、500平方メートル以上とする。

2 前項の規定にかかわらず、建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。)の屋根又は屋上で行う事業は、適用しない。

(抑制区域)

第7条 市は、景観、自然環境及び自然災害等の防止による生活環境の保全と再生可能エネルギー発電事業との調和を図るため、次の各号に掲げる区域について事業を抑制する区域(以下「抑制区域」という。)として指定する。

- (1) 伊豆市景観まちづくり条例(平成29年伊豆市条例第9号)第15条第1項の規定により定めた景観まちづくり重点地区
- (2) 森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項に規定する地域森林計画により定めた森林地区及び同法第25条第1項の規定により指定された保安林
- (3) 自然公園法(昭和32年法律第161号)第20条第1項の規定により指定された特別地域、同法第21条第1項の規定により指定された特別保護地区及び同法第33条第1項に規定する普通地域
- (4) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第1項の規定により指定された鳥獣保護区
- (5) 海岸法(昭和31年法律第101号)第3条の規定により指定された海岸保全区域
- (6) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第109条第1項、静岡県文化財保護条例(昭和36年静岡県条例第23号)第29条第1項及び伊豆市文化財保護条例(平成16年伊豆市条例第91号)第32条第1項に規定する史跡、名勝又は天然記念物の指定地
- (7) 文化財保護法第93条第1項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地
- (8) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の規定により指定された地すべり防止区域
- (9) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域
- (10) 土砂災害特別警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域
- (11) 砂防法(明治30年法律第29号)第2条の規定により指定された砂防指定地

(届出・同意)

第8条 事業者は、事業を実施しようとするときは、当該事業に着手しようとする60日前までに、次に掲げる事項を届け出て市長の同意を得なければならない。

- (1) 事業者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地。第14条第1項において同じ。)
- (2) 事業を行う位置及び事業の計画を明らかにする図書
- (3) 事業区域及びその周辺の状況を示す写真
- (4) 事業に係る設計又は施工方法を明らかにする図書
- (5) 地元自治会等への説明に係る報告書
- (6) 近隣関係者への説明に係る報告書
- (7) 再生可能エネルギー発電設備及び事業区域の保守点検及び維持管理方法を明らかにする図書(以下「保守点検等計画」という。)
- (8) 再生可能エネルギー発電設備の撤去及び処分方法を明らかにする図書(以下「撤去等計画」という。)
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

- 2 事業者は、前項の規定により届け出た同項各号に掲げる事項に変更が生ずるときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を届け出て市長の同意を得なければならない。
- 3 市長は、前2項の同意には、この条例の目的を達成するために必要な条件を付することができる。
(同意の制限)

第9条 市長は、太陽光又は風力を再生可能エネルギー源とする事業において、事業区域の全部又は一部が抑制区域内に位置する場合は、前条第1項の同意をしないものとする。ただし、次に掲げる事業については、この限りでない。

- (1) 太陽光を再生可能エネルギー源とする事業にあつては、太陽電池モジュールの総面積が1万2,000平方メートル以下の事業
- (2) 風力を再生可能エネルギー源とする事業にあつては、地盤面からブレードの頂部までの高さが10メートル以下の事業
(維持管理等に関する報告等)

第10条 事業者は、保守点検等計画に基づき適切に管理を行うとともに、保守点検及び維持管理の実施について年1回市長に報告しなければならない。この場合において、異常が確認されたときは、速やかに必要な対策を講じなければならない。

- 2 事業者は、落雷、洪水、台風、積雪、地震その他の自然災害、火災等の人為的災害その他非常事態が発生した場合であつて、土砂流出等事業区域周辺への被害が発生するおそれがあるとき、又は発生したときは、直ちに必要な対策を講ずるとともに、市長に報告しなければならない。
- 3 前2項に規定する場合のほか、周辺住民の生活環境に影響を及ぼすおそれがあるときは、市長は、再生可能エネルギー発電設備の維持管理状況について、事業者に対し適宜報告を求めることができる。
(事業の廃止等)

第11条 事業者は、事業を廃止しようとするときは、法第11条の規定による廃止の届出と同時に廃止届を市長に届け出なければならない。

- 2 事業者は、事業終了後、関係法令に基づき再生可能エネルギー発電設備を事業区域に放置することなく速やかに撤去し、又は自らの責任において適正に処分しなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定による届出があつたときは、当該届出をした事業者に対し撤去等計画に基づき再生可能エネルギー発電設備の用途廃止に係る適正な措置をとること及び事業区域の跡地利用に関する計画を定めこれを推進することを求めることができる。
(立入調査)

第12条 市長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、事業者に質問し、若しくは報告を求め、又は職員に事業区域に立ち入らせ、必要な調査(以下「立入調査」という。)を行わせることができる。

- 2 立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 立入調査は、これを犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(指導、助言又は勧告)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対し必要な措置を講ずるよう指導又は助言を行うことができる。

- (1) 第8条第1項又は第2項の規定による届出をせず、虚偽の届出をし、又は同意を得ずに事業に着手したとき。
 - (2) 第10条の規定による報告をせず、又は必要な対策を講じなかったとき。
 - (3) 第11条の規定による届出をせず、虚偽の届出をし、又は再生可能エネルギー発電設備の適正な処分を行わなかったとき。
 - (4) 正当な理由なく立入調査を拒否したとき。
- 2 市長は、前項の規定による指導又は助言を受けた事業者が、正当な理由なく当該指導又は助言に

従わないときは、その事業者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(公表)

第14条 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その事業者の氏名及び住所並びに当該勧告の内容その他必要な事項を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ事業者に対してその理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の規定は、条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に再生可能エネルギー発電設備の設置のための工事に着手する事業について適用する。この場合において、施行日から60日を経過する日までの間の第8条第1項の規定の適用については、同項中「当該事業に着手しようとする日の60日前まで」とあるのは、「速やかに」とする。